



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

国際ロータリー第2800地区 1959年6月9日創立

鶴岡ロータリークラブ

平成24年4月24日(火)
第2584回 例会
(本年度第37回)

例会場 東京第一ホテル鶴岡
(鶴岡市錦町 2-10)

例会日 毎週火曜日
(12:30~13:30)

2011-2012年度 国際ロータリー会長…カルヤン・バネルジー

クラブホームページアドレス◎<http://www.tsuruokarc.org/>

メールアドレス◎tsuruoka08@rid2800.jp

本日(5/1)のメインプログラム

会員スピーチ
会長エレクト 阿部 純次 君

次週(5/8)のメインプログラム

RI既定休会

会長挨拶

青柳 孝治

4月21日、鹿児島西RCの古木さん、川平さん、天本さん、染川さん、川畑さんの5名が来鶴されたことから、移動例会を実施しました。出席された会員の皆様、大変ご苦労様でした。

鹿児島西RCから、創立50周年記念式典と交流へのお誘いがありました。

期日は、平成25年3月23日(土)午後より式典と祝賀会が鹿児島サンロイヤルホテルで開催されます。又、同日13時30分より、藤原正彦氏(国家の品格の著者)の市民公開講演会も実施されます。

多くの皆様のお越しを心よりお待ちしておりますと、創立50周年実行委員長、古木圭介さんよりご案内をいただきました。

私共の50周年には40名の方々が来鶴されましたし、兄弟クラブとして多くの会員の参加を募っておりますので、よろしくお願い致します。

さらに、鹿児島西RC会長より、鶴岡クラブ宛のメッセージを戴きました。インフォメーションコーナーに貼り出しておりますのでご覧になって下さい。

私共も兄弟クラブとして、心を尽くして接待申し上げたつもりでございますのでお知らせ致します。皆様には鹿児島西RCより頂いた菓子を配布させて頂きました。

※次年度地区交換学生として、USAオレゴン州より、ジョハンナ・マリエ・ライアンさんが来鶴します。

遺言の知識

鶴岡公証役場 公証人 横川七七一 氏

遺言は最後の「愛のメッセージ」と言われております。最後の意思表示でもあります。残された方々が幸せに暮らせるためにもしっかりと知識を持つことは重要です。



一 法律と遺言

誰でも、自分の築き上げた財産あるいは先祖から受け継いできた財産を家族に残すときは、遺族間で遺産争いをしないことを願うでしょう。そのためには、財産や各家族の事情をよく知っている本人が、生前に自分の考えを書き残しておくのが一番です。

このような考え方に法律的に効果を与えようとしたのが遺言制度です。遺言は遺言者が死亡によって初めて効力が生ずるものですから、遺言の内容がいろいろ解釈できるような書き方だったりすると、本人が死亡してしますのでその真意を確かめることができません。かえってトラブルの原因になりかねません。

このようなことにならないように、民法では、書く内容、方法等を厳格に決めています。

二 法律上遺言でできること

法律でいう遺言というのは、必ず書面でしなければなりません。また、遺言は必ず本人がしなければならず、代理ではできません。遺言できる行為は民法で

出席報告

会員数	40名
出席	24名
出席率	61.54%
前々回確定出席率	79.49%

■RI会長 カルヤン・バネルジー ■地区ガバナー 細谷 伸夫

■会長/青柳孝治 ■副会長/嶺岸禮三 ■幹事/木村 節 ■会長エレクト/阿部純次
■会報委員会/阿蘇司朗・阿部純次・嶺岸禮三

事務局:鶴岡市馬場町11-63 鶴岡産業会館3階 TEL(0235)28-3375 FAX(0235)28-3376

次ぎのように定められています。もちろん、遺言にこれ以外のこと(例えば、子どもたちに母さんに孝養を尽くすようにと書いておくなど)を書いてはいけないということではありません。法律的な効果を持つことにならないということだけです。

■ 遺産の処分に関すること

- ①遺産を処分(遺贈)すること(民法964)
- ②相続財産に属さない権利の遺贈について別段の意思表示をすること(民法997条2項ただし書、996条ただし書)
- ③一般財団法人設立のための寄付行為(民法33条、法人法152条2項)
- ④信託の設定(信託2条、3条2号)
- ⑤生命保険受取人の指定または変更(商法675条1項2項、保険法44条)

■ 身分に関すること

- ①認知 遺言で実子であることを認めること(民法781条2項)
 - ②未成年後見人及び未成年後見監督人の指定(民法839条、848条)
- 以上のほか、違法なものでないかぎり遺言することは可能ですが、法律上の拘束力は持ちません。
(例) 葬儀、供養の方法に関する事項、遺訓に関する事項

遺言は、遺言者の心情の表現ともいうべきもので、遺言の内容を決定するに至った動機とか理由、遺言者の心情、希望を遺言書の末尾に付記するケースが少なくありません。残された相続人たちが遺言者の愛のメッセージを素直に受け止め、家族仲良く親睦を深めてゆく「よすが」ともなるので、積極的に利用された方がよいでしょう。

三 遺言能力

- 1 15歳以上であること(民法961条)
- 2 意思能力を有すること

四 遺言の取消・変更

遺言は、遺言した本人が生きているかぎり、後からいつでもその遺言を自由に取り消したり変更したりすることができます。年を重ねるにしたがい、資産状況や家族関係が変わったり、遺言者自身の考えが変わったりしてきます。遺言書は一度書いたら二度と書きかえるべきものではないと、窮屈に考えず、あくまでも遺言は「遺産の有効活用を後代に託す、あるいは生前の感謝の表現のための愛のメッセージ」と考えて柔軟に対処されたらよいでしょう。

五 遺言の執行者

遺言の執行とは、遺言者が死亡し、遺言の効力が生じた後に、遺言書に書かれている内容を実現・実行することをいいます。例えば、不動産の登記手続き、預貯金の名義書換・払い戻し、寄付行為などの手続きや行為をすることです。この責任者を「遺言の執行者」といいます。

遺言執行者の指定

遺言執行者は、遺言者自身が遺言で指定もできますし、遺言で誰かに指定の委託もできます(民法1006条)。遺言執行者は、未成年者や破産者でなければ(民法1009条)、制限がなく相続人でも差し支えありません。また、人数にも制限はなく(民法1017条)、法人も事業目的に反しない限り遺言執行者になることができます。

遺言の執行に紛糾が予想されるようであれば、弁護士、司法書士などを指定しておかれるのも一つの方法です。

遺言者の指定がなされていない場合は相続人全員の協力一致で執行はできますし、相続人の申し立てにより家庭裁判所から選任してもらう方法もあります。

煩わしい手続きを避け、円満な遺言の実行をするうえでもぜひ遺言執行者を指定しておきましょう。

委員会報告

◆出席委員会

◎メイクされた方

阿部純次・青柳孝治・丸山隆志・富樫松夫
塚原初男

スマイル 😊

菅原成規君 22日温海のサクラマラソン。5kmですが10年ぶりくらいに出場しました。前日、鹿児島の方々の歓迎会で、「森伊蔵」の誘惑に負け、ヘロヘロでしたが、なんとか完走できました。

樋渡美智子さん 鹿児島西クラブの来鶴に際してのご協力ありがとうございました。昨日、大変な歓待に対して、皆さんよろしくという電話がありましたので、お伝えします。

上野欣一君 三男が何とか医師国家試験に合格し、初期研修医として社会人になりました。スマイルさせていただきます。

阿蘇司朗君 先日は30年間皆出席を地区から表彰されましたが、このたびは31年間皆出席のバッチを頂きました。

佐藤孝子さん 皆出席表彰ありがとうございました。

嶺岸禮三君 GSEチーム、4/22に無事帰国しました。ご協力感謝。